

独立行政法人日本学生支援機構の評価等に関する
有識者会合の公開について

令和 5 年 7 月 4 日
高等教育局長決定

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人日本学生支援機構の評価等に関する有識者会合
(以下「有識者会合」という。)の公開の手續その他有識者会合の
公開に関し必要な事項は、以下に定めるところによる。

(会合の公開)

第 2 条 有識者会合は、原則として公開とする。ただし、人事に係る
案件、独立行政法人の業務の実績に関する評価その他議事の円滑な
実施に影響が生じるものとして、有識者会合において非公開とする
ことが適当であると認める案件については、この限りでない。

(会合の傍聴)

第 3 条 有識者会合を傍聴しようとする者は、あらかじめ、学生支援
課の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者(以下「登録傍聴人」という。)は、学生
支援課が許可した場合を除き、有識者会合を撮影し、録画し若しく
は録音してはならない。

3 登録傍聴人は、有識者会合の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴
人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。

(会合資料の公表)

第 4 条 有識者会合において配布した資料は、原則としてこれを公表
する。ただし、有識者会合を非公開とすることとされた案件に係る
ものについては、学生支援課が会合に諮った上で、当該資料を非公
表とすることができる。

(議事要旨等の公表)

第 5 条 有識者会合の議事要旨等を作成し、原則としてこれを公表す
る。